

## 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 鹿児島県  
 農業委員会名： さつま町農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

## 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年8月1日

任期満了年月日 令和8年7月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	25	25	25

## 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,834
農業経営体数	1,264

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,342
女性	482
40代以下	97

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	220
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	16
農業参入法人	0
集落営農経営	17
特定農業団体	2
集落営農組織	15

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,980	939	0	0	0	2,910

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の実施状況

### 【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

#### 1 最適化活動の成果目標

##### (1) 農地の集積

###### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	2,910	ha	984.11	ha	33.8	%
課題	中山間地域では狭隘な農地が多く、大型機械の搬入が地形的に困難であり、作業効率が低下することから管理や集積の妨げになっている。また、地理的に団地化の不可能な土地の問題が指摘されている。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

###### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和12	年度	集積率	90.0	%
今年度の新規集積面積	52.9	ha	農地面積(C)	2,910	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	1,037	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	35.6	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

###### ③ 実績

今年度の新規集積面積	△ 169	ha	農地面積(F)	2,910	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	815	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	28.0	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	78.6	%			

農業委員会の 点検結果	農地中間管理機構と連携して、貸し手・借り手の意向に基づく貸借契約手続きの支援を行ったが、認定農業者等担い手の減少により、全体では前年度を下回る契約件数、面積となり、年度末の集積率は目標に達しなかった。
----------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況			
	1号遊休農地面積		うち黄区分の遊休農地面積	
	0.2	ha		
	0.1	ha	0.1	ha
大型機械化された農業に適さない土地が多く、また、後継者がいない高齢農家の土地においては、遊休農地から山林原野化が進んでいる。集落に担い手がいない地区や不在所有者・未相続農地等の問題から農地の賃借が進まず、遊休農地が増えていくものと思われる。				

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.5	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.1	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	1.6 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	農家の意向を確認し地域(集落)での話し合いを踏まえ、守るべき農地と位置づけた上で、関係機関等と連携して基盤整備事業導入に向けた検討を進め、その内容や規模について合意形成し、必要な手続きを経て、早期に事業着手し遊休農地を解消する。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0 ha
---------------------------	--------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	-0.2 ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	-230.0 %

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表は策定できなかった。
-------------------------	------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.00 ha
---------------------------	---------

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年11月～令和7年1月		令和7年1月	
	1号遊休農地の面積	0.4 ha	うち緑区分の遊休農地	0.3 ha
			うち黄区分の遊休農地	0.1 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和7年2月		令和7年3月	

農業委員会の点検結果	農地の利用意向調査を行い、中間管理機構への貸し付けを希望されたが、不適合農地となり貸し付けができなかった。貸し付けを希望されなかった農地については、今後自作地として利用予定である。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	3年度新規参入者	4年度新規参入者	5年度新規参入者
	4 経営体	3 経営体	2 経営体
	3 ha	5 ha	1 ha
課題	新たに農業経営を始めようとして相談に来られても、ある程度の農業所得を得るためには、初期投資や技術習得がネックとなり、就農を断念される事例が多い。親元就農については、年間2～3件あり、また、新たな参入者も、ここ数年は、3件程度に留まっていることが課題である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	30年度	元年度	2年度	平均
	45.4 ha	86.3 ha	100.9 ha	77.5 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	7.8 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	0.6	ha
公表URL <a href="http://www.satsuma-net.jp/shigoto_sangyo/nogyo_nogyoiinkai/2/">www.satsuma-net.jp/shigoto_sangyo/nogyo_nogyoiinkai/2/</a> (その他の公表方法)	なし	
目標に対する達成状況(B)/(A)	7.7	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	3 経営体
	取得農地面積	1.5 ha

農業委員会の点検結果	新規参入者への貸付等について、認定新規就農者への貸付実績(農地中間管理機構転貸)は約0.6haであった。直近の新規参入者は、施設園芸や畜産が主になっており、新規に農地の貸借が進まない状況である。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	10 人
		農地利用最適化推進委員の人数	25 人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月	①農地の集積	地域の話し合い活動や戸別訪問(アンケート)で得た貸したい・借りたい情報を農業委員会の班別会議等で協議して、農地中間管理機構へ情報提供する。
11月	②遊休農地の解消	農地パトロール
2月	①農地の集積	地域の話し合い活動や戸別訪問(アンケート)で得た貸したい・借りたい情報を農業委員会の班別会議等で協議して、農地中間管理機構へ情報提供する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
8月	①農地の集積	農地利用(農業経営)意向に関する調査(アンケート調査)を実施し、出し手・受け手の意向を確認した。(その結果を地域計画の目標地図素案に反映させ
11月	②遊休農地の解消	農地パトロールを行い、遊休農地発生防止や非農地判断へと繋げた。(非農地判断した農地の筆数、面積は前年度を下回った。)
1月	①農地の集積	地域の話し合い活動に出席し、農地中間管理機構と連携して、出し手・受け手の意向を確認した。(契約件数、面積は前年度を下回った。)

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年7月	相談会名	新規就農者を励ます会
参加者数	3人	開催場所	薩摩川内市など
相談会の内容	新規就農(予定)者の営農全般に関する相談に、各分野の鹿児島県、さつま町等の担当者が対応する。町農業委員会等は、農地確保等の身近な相談窓口として、新規就農(予定)者に面会しておく。		
開催時期	0	相談会名	0
参加者数	0	開催場所	0
相談会の内容	0		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和6年7月5日	相談会名	新規就農者を励ます会
参加者数	1人	開催場所	さつま町(宮之城ひまわり館)
相談会の内容	さつま町農業委員会会長が、農地確保等の営農に関する身近な相談窓口として、新規就農者(対象2名、出席者1名)に面会した。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた
---------------------

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	5
目標に対して期待どおりの結果が得られた	21
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	9

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

### Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 鹿児島県  
 農業委員会名： さつま町農業委員会

#### 1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
班別会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

#### 2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		52 件	うち許可	52 件	
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	23 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している

#### 3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	<input type="checkbox"/>	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定		
	<input type="checkbox"/>	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任		
	<input type="checkbox"/>	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任		
1年間の処理件数	29 件	うち許可相当 29 件	うち不許可相当 0 件	
処理期間	標準処理期間	申請書受理から 28 日	処理期間(平均)	23 日

#### 4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	2,910 ha	年度末時点の違反転用面積	0 ha
	違反転用解消のために実施した活動内容	推進員等が日頃から担当地域において農地パトロール(巡視)を行った。		
実 績	違反転用解消面積	0 ha		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入